事務局通信

〒151－0053
東京都渋谷区代々木 2－39－7 メゾン代々木 201 号
TEL03-3299-5276　　FAX03-3299-5275
通信窓口　zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://www.hoshinren.jp

243号
2023 年 8 月 18 日
一般社団法人
鍼灸マッサージ師会

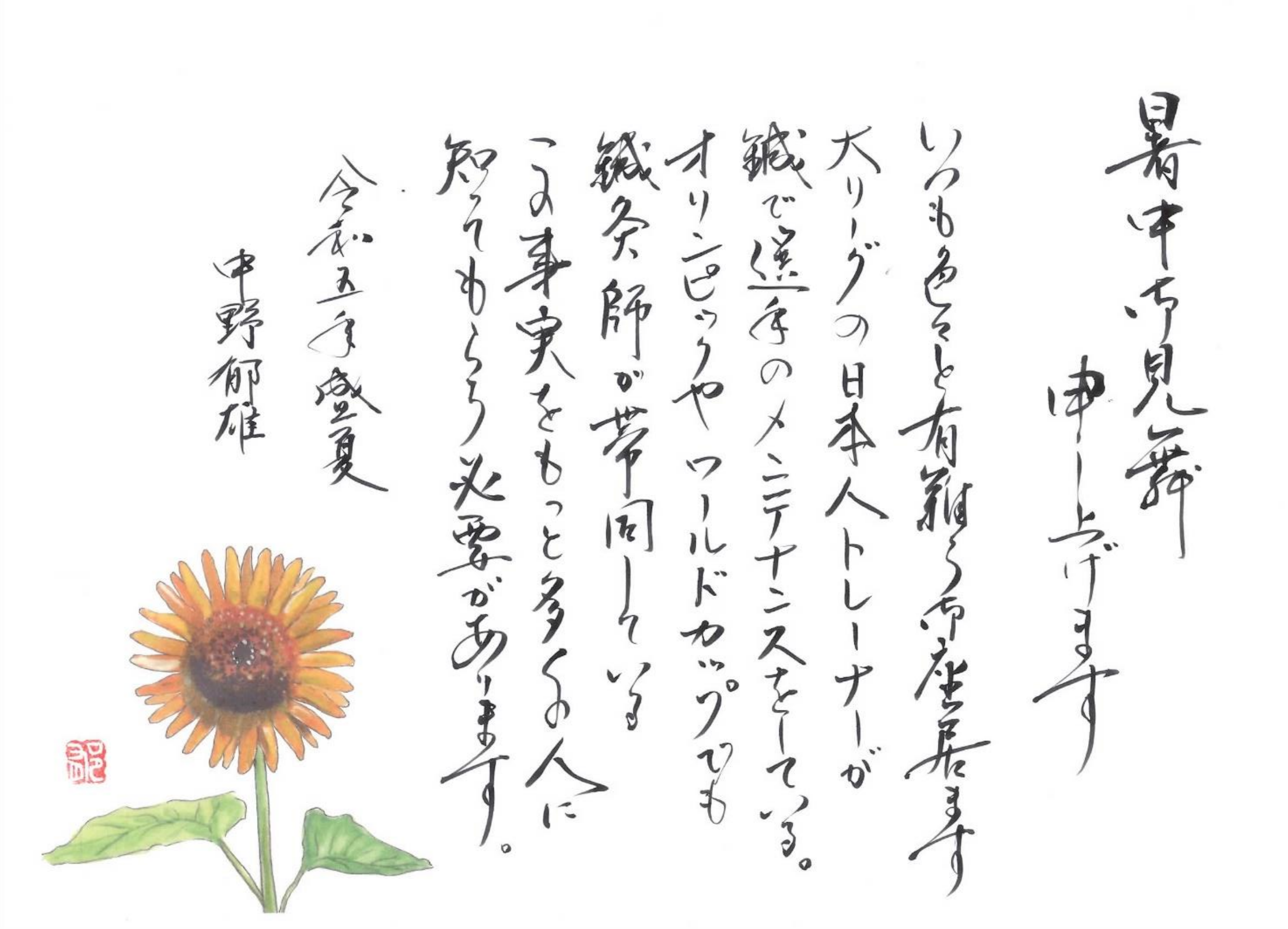

会 員 の 皆 様 へ

あはき施術所を対象とした物価高騰に対する自治体の支援事業について、お知らせいたします。実施状況・手続き方法等詳細については、施術所のある自治体の窓口等に直接お問い合わせください。都道府県のほか、市区町村単位で事業を行っている地域や、今後事業実施が予定される場合もあります。詳細は添付ファイルをご覧ください。なお、会員の皆様が把握している支援事業があれば事務局にお知らせください。

会員内で共有したいと思います。　事務局

あはき施術所を対象とした物価高騰対策支援事業

実施自治体	事　業　名	申込受付期間
埼玉県	埼玉県医療提供施設光熱費等高騰対策支援金 - 埼玉県 (saitama.lg.jp)	2023 年 7 月 20 日～2023 年 9 月 29 日
東京都	東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金　東京都保健医療局 (tokyo.lg.jp)	2023 年 4 月 1 日～2023 年 9 月 30 日
神奈川県	物価高騰による医療機関等の光熱費等に対する支援について - 神奈川県ホームページ (pref.kanagawa.jp)	2023 年 7 月 19 日～2023 年 10 月 31 日
愛知県	愛知県医療機関等物価高騰対策支援金ポータルサイト| 光熱費高騰対策支援対象施設　施術所 (jimukyoku.site)	2023 年 7 月 10 日～2023 年 8 月 31 日
大阪府	医療機関等光熱費高騰対策支援事業費（仮）	未定
兵庫県	医療機関等における物価高騰対策一時支援金（仮）	2023 年 7 月下旬 ～8 月下旬頃（予 定）

体験マッサージにご協力のお願い

山口充子

体験マッサージは、あん摩マッサージ指圧師の治療を体験してもらい、治療のすばらしいことを理解してもらうために取り組んでいます。千駄ヶ谷社教館三階の和室で月一回、第三木曜日の午後 1 時 30 分から行っていますが、今回は会場確保都合から第 1 木曜日になりました。

9 月ボランティア治療　9 月 7 日（木）午後 1 時 30 分～4 時 30 分

体験マッサージは 1 人 25 分の施術で、一人の施術者が 3 人から 4 人の体験希望者の治療を行っていただいています。体験者のなかには、お友達や知人を誘っていらしていただき、東洋医療を実感していただいています。NPO 法人東洋医療を考える会、一般社団法人鍼灸マッサージ師会の共同の治療普及事業として取り組んでいます。規定にボランティア活動の一環として活動費支給が定められています。また、体験者の方からいただく資料代を財源に、体験者一人につき 1,000 円の治療費を提供いたします。

ボランティア治療へ治療家の皆様の参加ご協力をお願いします。

連絡　NPO 法人東洋医療を考える会事務局　山口（　090-1435-3715　）

東京都及び神奈川県支援対策の概要

東京都医療機関等物価高騰緊急支援対策

東京都では、物価高騰に直面する医療機関等の負担軽減に向けた緊急対策として、国の臨時交付金を活用し、支援金を支給いたします。（支援金は都の予算の範囲内において支給する）

１事業対象者　都内に開設している以下の医療機関等。東京都が開設している病院、診療所を除く。

（１）　病院、有床診療所、無床診療所及び歯科診療所。健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に定める保険医療機関に限る。

（２）　有床助産所及び無床助産所。医療法第 2 条第 1 項に定める助産所に限る。

（３）　**施術所**　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定に基づき開設している施術所のうち、**療養費の受領委任の取扱いを行う施術所、または償還払による保険診療を行っている施術所に限る。**

２　対象期間　令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで

３　支援金の基準単価

食材費　対象　病院　有床診療所　有床助産所　1 日 1 人当たり 159 円

光熱費　対象　病院　無床診療所　歯科診療所　10,000 円、**施術所**　5,000 円

スケジュール（予定）　令和 5 年 9 月下旬から 10 月上旬頃　支援金関連要綱及び様式の公表

令和 5 年 10 月上旬　申請受付開始

神奈川県　物価高騰による医療機関等光熱費等に対する支援について

重要なお知らせ（7 月 19 日更新）

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の中で、公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等を支援するため、令和 4 年度に引き続き、令和 5 年度も支援金の支給を行うこととなりました。

以下のとおり申請受付を開始しました。 申請受付期間（**電子申請**及び**郵送申請**）

令和 5 年 7 月 19 日（水曜日）　～　令和 5 年 10 月 31 日（火曜日）

※電子申請フォームについては、令和 5 年 7 月 19 日午前 9 時から申請可能。

※審査完了したものから順次支給開始（令和 6 年 1 月上旬までに支払予定）

※受付期限は電子申請が 10 月 31 日（火曜日）17 時まで、郵送申請が 10 月 31 日（火曜日）

神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金事務局

当該支援金の支給を円滑に進めるため、申請受付・審査業務及びコールセンター業務等については委託により事務局を設置いたします。

【委託事業者名】株式会社 MAYA　STAFFING　【事務局設置期間】令和 5 年 7 月 19 日（水曜日）

【事務局所在地】〒163-0227　東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 27F

支援要件　（1）神奈川県内に所在していること。（2）令和 5 年 9 月 30 日まで運営を継続する予定であること。施設別要件より、**あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所（出張専門を含む）**　令和 5 年 4 月 1 日以前に健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長、及び神奈川県知事から承諾の通知を受けていること。

支援対象及び支援額（概要）より。　無床診療所、薬局、助産所、**あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所**、柔道整復施術所、　歯科技工所、**1 施設当たり 30,000 円**

「あはき」法解説書

監事　久下　勝通

法律を作った方々が、法律の解説書を作成しているのです。芦野先生は解説書について次のように言っています。

『この「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法の解説」は一番最初に、その東龍太郎の推薦の序文が書いてあって、これは鈴村、芦田のお二人が勝手に作った本じゃなくて、厚生省の医務局できちんとした「あはき」法の正しい解説書、ということで作られたものです。ただ、芦田定藏はその後若くしてお亡くなりになってしまったんです。』

敗戦から憲法の改正、大転換の時代ですから、新たな法律「あはき」法の解説書が必要だったのかと思います。この解説書の中で重要な問題が整理されています。

「あはき」は医業類似行為という厚労省通知も出されている状況ですから、解説書の存在に、また解説書の普及に努力された芦野先生に感謝です。我々自身の身分についてしっかりした理解が必要です。　解説書には重要な問題がわかりやすく整理されていますので紹介します。

〇「あん摩、鍼、きゅう、柔道整復等営業法」制定の理由――新憲法の施行によりあん摩、はり、きゅう、柔道整復に関する従来の取締規則（内務省令、厚生省令）は効力を失う。新憲法の下では法律の規定なしに国民の権利を制限し、義務を課すことは出来ない。

〇医業と医の行為――すなわち、人体の疾病の診察治療などを業とすることと解釈すれば、あん摩はり、きゅうおよび柔道整復などの行為が人体の疾病の理療を目的とする行為である以上、やはり医の行為であり、これを業とする事は医業に属することになる。しかし、国民医療法第八条で「医にあらざれば医業をなすことを得ず」と規定していることから、結局この営業法第一条は、国民医療法第八条第一項に対する例外法、あるいは特別法として、これら施術者が、その限られた業務の範囲内においてではあるが、医業の一部をなし得ることを規定しているのである。

〇第三章は「医業類似行為」の問題が取り上げられています。

この中で医業類似行為の定義について明かにしていますのでご紹介します。

「疾病の治療または保険の目的で、光、熱、器機、器具、その他の物を使用し、もしくは応用し、または四肢もしくは精神作用を利用して施術する行為であって、他の法令において認められた資格を有する者が、その範囲内で行う診療または施術でないもの」というようなことになる。

要するに、疾病の治療または保険の目的で行う行為であって、「医師、歯科医師、あん摩師、はり師，きゅう師、または柔道整復師等の法令で正式にその資格を認められた者が業務として行う行為でないもの」となる。

法令で資格を認められた者が疾病の治療または保険の目的で行う行為は医療です。「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の資格が認める行為は医療です。

もう一つ重要な問題は、医業類似行為禁止という問題です。この問題につき解説書で次のようにいっています。

「第十二条　何人も、第一条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならない」

この規定の意味は、「第一条に掲げるもの」すなわち「あん摩、はり、きゅう及び柔道整復」以外のもので、従来医業類似行為と称されてきたものは、今後は誰であってもこれを業としてはならないというのである。つまり、各都道府県令によって、届け出制度または許可制度の下で、あるいは届出、許可などの手続きを必要としないで公認されてきたいわゆる医業類似行為または療術行為は、昭和 23

年１月１日以降は、一切これを業として行う事はできなくなった。
　厚生省の方々により作成された素晴らしい「あはき」法解説書なのですが、現在この解説書を手に入れるのもなかなか大変だという実態です。教育の場でも使用されていないでしょう。解説書の普及も重要です。

国民が選べる「あはき」の療養費支給へ改善

　芦野先生講演の健康保険の問題について。
　「戦前のように鍼灸の免許を取り直す必要がない。医師免許のまま鍼灸ができます。鍼灸は医業の一部だとする見返りに医師にも鍼灸を行ってもよいとした。
　ただこれは注意してください。それは法律上の建前であって、実際には日本は、国民皆保険制度になりました。特に昭和３６年、国民皆保険制度になって療養担当規則というのがあって、厚生省の保険局医療課でもって、健康保険でやっていい内容が全部点数化されて、検査、診察、治療、薬なんかね、点数化されて、保険医または保険医療機関では、この範囲内でこの標準治療の範囲内でやってください、それから外れた特殊な治療は健康保険では認めませんと。
　その療養担当規則が作られてね、その中に今言った保険で定められた標準治療から外れた特殊療法は保険診療の場では行ってはいけないと書いてあるんです。だから事実上医師は、病院でも今はほとんど保険医ですよね。保険医、保健療機関ですよね。だから鍼灸は事実上できない。」
　国民の強い要望から「あはき」治療を医療として認め、「あはき」治療の免許獲得者には医業を認めたのですが、国民皆保険のなかで健康保険制度から「あはき」の排除です。国民が「あはき」治療を選べる療養費の支給へ改善が重要問題です。「あはき」治療の普及のうえで療養費の支給改善は最も重要な問題です。私たちの改善方針をはっきりさせましょう。

健康保険法 87 条（療養費）の支給は「あはき」の排除です

　「保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき」また「被保険者が病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の給付若しくは手当を受けた場合、保険者がやむを得ないものと認めるとき」療養費を支給することができる。
　病院や診療での医療の給付が困難である、または、病院や診療所以外で受けた手当がやむを得ない、と保険者が認めた場合に療養費を支給するというのです。
　厚生労働省通知による「あはき」療養費の支給は、国民の医療を選ぶ権利を無視し、「あはき」師を療養費の支給から排除するものです。健康保険法は大正 11 年（1922 年）に公布された戦前の法律です。医療が普及した現在「病院や診療での医療の給付が困難である」というような条件は基本的に存在しません。基本的に存在しない状況を根拠とする療養費の支給です。
　健康保険法 87 条を根拠に、「あはき」療養費支給についてすべて厚労省通知で決め支給されているのです。次々に通知が積み重ねられ、支給制限は強化され、申請事務は煩雑になる一方です。

患者の判断で「あはき」の治療を選べる療養費の支給を

　医療を選ぶのは国民です。憲法、健康保険法に基づき、国民の医療を受ける権利、医療選択の権利の尊重立場から、政府の「あはき」療養費支給の差別的制限は正すべきです。「**あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費**」を健康保険法で明らかにし、どのような場合に療養費を支給するのかを明確にし、

国民が自らの判断で利用できる療養費の支給にすることが必要です。

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費支給

1）あん摩マッサージ指圧療養費の支給

① 筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮の改善のため、また、腰痛、五十肩、頸肩腕症候群など身体関節に現れる疼痛改善のため、あん摩マッサージ指圧療養費を支給する。

② あん摩マッサージ指圧療養費の支給申請には、筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮などの身体機能障害の発症について、また、疼痛の発症についての医師の診断書を提出する。

③ 診断書を求められた医師は患者の要望に十分に配慮する。

2）はり・きゅう療養費の支給対象

① 疼痛改善のため、はり・きゅう療養費を支給する。

② はり・きゅう療養費の支給申請には、疼痛発症について医師の診断書を提出する。

③ 診断書を求められた医師は患者の要望に十分配慮する。

私のささやかな楽しみ

広報部長　土田　仁

私のささやかな楽しみの一つに「コーヒー」があります。
皆さんは、コーヒーはお好きですか？私は昔からコーヒーが好きです。
確かに自分が飲むことは好きですが、お部屋に充満する誰かが淹れたコーヒーの香りや喫茶店のコーヒーの香りもまた良い感じがします。
ほっと一息の際の飲み物は皆さんは何を飲みますか？
コーヒーは豆の品種や焙煎の仕方、豆の挽き方等で味が全く変わって来ます。
更には産地や採れた年度等でも変わって来るといいます。元々はインスタントコーヒーと缶コーヒーの違いがわかる程度だったのですが、現在私は、コーヒー豆は決まったお店でしか買いません。
そこのコーヒー豆が気に入り買い続けて７年になります。
そこのコーヒーの何処が好きかと言えば、苦みがあり濃いにもかかわらず、喉越しがスッキリ感があるのです。決まった豆をオーダーするくらいになりました。イタリアンローストの苦みが強いコーヒーが好みです。

コーヒーメーカーはこだわってはいませんが、全自動のものを使用してます。
苦みの強いコーヒーはエスプレッソで淹れるととても美味しいだろうなと思います。
なかなかコーヒーメーカーが壊れません(笑)。エスプレッソメーカーを早く欲しいと思って居ります。
今の時期は濃い目に淹れて冷蔵庫で冷やすと美味しいアイスコーヒーが出来上がります！皆さんも夏の楽しみに自家製のアイスコーヒーを作ってみてはいかがでしょうか！？

支援の障害となる共依存について考える

松本　泰司

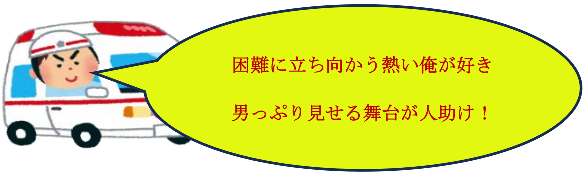

共依存のパターンには様々ある。家族のこだわりが悪循環から抜け出せない環境を作り上げている。

Nさんは85歳の女性。年齢相応の認知機能低下と両側変形性膝関節症がある。一人息子のIさんは53歳で無職。Iさんは後縦靭帯骨化症と腰部脊柱管狭窄症の既往があり慢性腰痛を訴えている。

Iさんは腰が痛くて働けない。私と包括センター長はIさんに、生活保護と難病申請及び介護保険の申請をしましょうと勧めたが乗り気でない。気が進まない理由を聞くと、「40代で生活保護を受けていたが、福祉事務所の担当者の物言いが無礼でプライドが傷ついた。再度生活保護を申請する気になれない。難病認定医のいる大病院は遠いし待たされると思うと行きたくない。私は母親の面倒を見ながら母の年金で暮らします。」と言う。実際に母親の面倒を看てくれれば納得するのであるが・・・。

或る日Iさんに電話をしたら声が嗄れている。風邪を引いたのか尋ねた。「母が夜間トイレに行く時転倒した。自分は腰が痛いから引き起こす事が出来ない。」倒れた母親に1時間以上「頑張れ、頑張れ、母さん！」と連呼して、励まし続けたので喉が嗄れたと言う。(頑張れ、頑張れ玄さん！間下このみを思い出す)

訳あって救急車は呼べない。以前も夜中に母親が転倒した。Iさんは救急車を呼んだ。救急隊員に母親を起こしてもらった後、「ありがとうございました。もうお帰り頂いて結構です。」と丁寧に言ったところ、救急隊員から「こんな事で救急車を呼ばないで下さい！」と強く叱責された。Iさんは私に「何で救急車を呼んだくらいで怒られなければならないの。自分達の仕事だろ。」とボヤいた。

救急車を呼べない理由がもう一つ、或る日Nさんが腹痛になった。ヘルパーがサービス中だったので救急車を呼ぼうとしたがIさんが拒否。Iさんが言うには「母がそのまま入院するとヘルパーが来てくれなくなる。そうしたら自分の買い物を頼めない。」『ハァー？』である。Nさんの腹痛原因は便秘だった。と云うのはこの家族の食事内容がはなはだ宜しくない。

買い物依頼の内容はいつも同じ。サイダー、アイスコーヒー、菓子パン、濃厚ミルクキャンディだけで野菜が無い。ケアマネが「甘い物ばかりで野菜を食べないとお通じが悪くなりますよ。」と言ったが親子が口を揃えて「これはずっと習慣ですから。」と言う。ひどい便秘になるのは仕方ない。

息子のIさんは自分が親孝行だと思い込み、母親は息子は優しい子ですという。母親がケアマネに何か訴えようとすると、主導権を握る息子が「お母さんは黙ってて！」と釘をさし代弁する。共依存の世界は強い愛情に満ちて双方落ち着く所で安定している。この関係に部外者は入り込めない。今年になってNさんはひどい便秘のため救急車で病院に運ばれた。親子の間に距離が出来た。私はNさんが病院から帰宅せず特養に入所出来るように、申し込み手続きを取ることが出来た。

息子は母親と離れたくない。「特養は区内以外は考えられない、区外への選択肢はない。」と断言。その上従来型相部屋を希望するので入所の倍率は高い。今の特養はユニット型が中心で廉価な従来型特養が少ない。Iさんは私に区分変更を依頼してきた。現在の要介護3が4になれば母親の入所の順位が上がる可能性が高いと判断した。Iさんは母親の年金額月17万で自分も生活するので、特養の支払いは6万円以下にして欲しいと言ってきた。残りのお金で自分が生活するのでそれが限界だと言う。Iさんが生活保護を受給してくれたら問題は解決するが、Iさんのプライドが高く簡単にいかない。

【海江田万里の政経ダイアリー】２０２３．７．３１号

●解散権制約の議論について

通常国会会期末に突然浮上した解散騒ぎから一ヶ月近くたち、一部の野党から「軽すぎる解散権」や「党利党略の解散」に対して何らかの規制が設けられないか検討する動きがでています。憲法が解散について言及しているのは第７条（内閣の助言と承認による天皇の国事行為）と第６９条（内閣不信任案の可決）のみです。戦後新憲法下では、これまで２５回、解散が行われてきましたが、第６９条に基づいて解散が行われたのは昭和２３年１２月の吉田内閣の「なれあい解散」を含めて４回のみです。

国会に内閣を罷免する不信任案の権利がある以上、内閣にも国会に対する防御権として解散権があるのは妥当とする考え方が、憲法学者の多数意見です。その上で、①衆議院で内閣の重要法案。予算案が否決された場合、②政界再編などで内閣の性格が基本的に変わった場合、③前回の選挙時の争点にならなかった重大な政治的課題に対処するため、などの場合を除いた解散は制約を受けるべきだとする学説があり、私もその説を支持しています。

というのは、衆議院議員の４年の任期は、英国の庶民院（下院）５年、フランス下院５年などと比較して決して長くないということです。アメリカの下院議員は任期が２年で、下院議員は選挙運動にばかり精力を傾けて、実際に国政を担っているのは上院議員だとの印象があります。先ず、政府は衆議院議員が４年の任期を国政に十分な時間を割けるよう十分配慮すべきだと考えます。しかし、任期の途中に前述の①－③のような事由が生じた場合には解散・総選挙を行うということが一番だと思います。

問題はどうやって内閣総理大臣の恣意的な解散権に歯止めをかけるか、その具体策です。英国では２０１１年に同じような問題意識から、「議会任期固定法」を制定しました。その結果、①下院が政府不信任案を可決、②下院が三分の二以上の多数で繰り上げて総選挙の実施を可決、これらの場合以外は、庶民院（下院）議員は任期５年を全うすることにしたのです。しかし、英国ではその後ＥＵ離脱をめぐり政治が停滞し、２０１９年に特例法（過半数の賛成）で早期総選挙が行われ、結局、２０２２年に「任期固定法」は廃止されてしまいました。こうした経緯を踏まえて、現在では、内閣の解散権を縛る場合、「憲法６９条に限る」といった解散の事由に関する規定を設けることではなく、例えば「内閣が解散を行う場合、衆議院の承認が必要」、「内閣が解散を行う場合、その理由を衆議院に通知し、本会議での審議を行う」といった手続き的な制限を加える方向で議論が進んでいます。

この議論の集約が次の総選挙までに間に合うとは思えないのは残念なことですが、衆議院議長経験者が私に語ってくれた「最近は選挙が多くて、議員はじっくり政策を考えられない。日本が転換点にある今こそ議員によく考える時間を与えてほしい」との言葉が、私の耳に残っています。

衆議院議員　海江田　万里

海江田万里事務所（東京都第１区）〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-11 山一ビル
TEL　03-5363-6015　Fax　03-3352-2877　　e-mail　office@kaiedabanri.jp

2023.8.5 発行 Vol.163

月刊 政治かわら版
牧島かれん国政報告

発信元：牧島かれん事務所

＊地元事務所
TEL:0465-38-3388
FAX:0465-38-4400

＊会館事務所
TEL:03-3508-7026
FAX:03-3508-3826

猛暑日が続いています。体調管理には十分お気を付け下さい。地元のお祭りで久しぶりの賑わいと、こどもたちの姿に元気をもらっています。地域の皆様にも感謝です。又、先日は、神奈川県民球団『フューチャードリームス』（「ふるさとのプロ野球」と呼ばれるBCリーグの1つ）の始球式をしました。

■ メッセージを伝える大切さ

地元で大きく2つのエリアにわけ講演会（出版記念もかねて）を開催し数年ぶりに大きなホールで自分の想いを直接お伝えすることができました。「私もまだまだ元気に前を向いて進まなきゃ！」と力強く帰っていく皆さんの姿に思いが伝わった気がして胸が熱くなりました。登壇や取材の依頼もいただいています。
「アンダー40歳」
U-40のイベントでエールを送り、旅館を中心とした女性経営者と「観光の未来」について語り合い、ボランティア団体が主催する「デジタルの勉強会」で講演。働く女性向けサイトでは「女性の政治進出」について取材を受け、記事が掲載されています。様々な方法でメッセージを発信し続けます。

■ 新しいポスターを掲示しています

新しいポスターができあがり、役員の皆様中心に暑い中 貼り替え作業を行っています。感謝です！「うちの家に貼ってもいいよ」という方はぜひご連絡下さい。

元気にお過ごし下さい。（2023.8.1）衆議院議員　牧島かれん

R05 年　8 月

1	火	
2	水	
3	木	申請書〆切
4	金	申請業務
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	**事務局通信投稿締め切り**
11	金	**山の日**
12	土	
13	日	夏季休暇(8/11～16)
14	月	
15	火	
16	水	
17	木	
18	金	ウーベル保険 9 月加入申し込み締め切り
19	土	
20	日	
21	月	事務局会議(13:00～15:00)
22	火	編集会議(13:00～14:00)
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	**支給明細などの発送**
30	水	
31	木	**療養費の振り込み** 保険部会(19:00～21:00)WEB

R05 年　9 月

1	金	
2	土	
3	日	申請書〆切
4	月	申請業務
5	火	
6	水	
7	木	体験マッサージ(13:30～15:00)
8	金	**事務局通信投稿締め切り**
9	土	
10	日	
11	月	事務局会議(13:00～15:00)
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	理事会(13:30～16:00)
18	月	
19	火	
20	水	ウーベル保険 10 月加入申し込み締め切り
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	ケアマネ会議(13:30～15:30)
25	月	
26	火	
27	水	
28	木	**支給明細などの発送**
29	金	**療養費の振り込み**
30	土	

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会